

「琿春事件」の事後処理について―間島における朝鮮墾民を中心として（1920―1923）―

孫, 穎

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

69

(開始ページ / Start Page)

67

(終了ページ / End Page)

73

(発行年 / Year)

2012-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008286>

「琿春事件」の事後処理について
——間島における朝鮮墾民を中心として（1920 — 1923）——

法政大学 大学院紀要 第 69 号抜刷
2012 年 10 月

孫 穎

「琿春事件」の事後処理について ——間島における朝鮮墾民を中心として(1920—1923)——

政治学研究科 政治学専攻

博士後期課程3年 孫 穎

一 はじめに

1 琿春事件とは

1920年9月12日、当時領事館分館が置かれていた琿春市街を武装集団¹が襲撃した。引き続き10月2日、「馬賊」が再度日本領事館を襲撃した。10月6日に張作霖は奉天の衛隊旅三千人を間島に向かわせた。これと同時に、日本の外務省と陸軍省は出兵を決断し、7日から間島各地へ、羅南²に司令部を置く第19師団管下の各部隊を展開させ始めた。そして10日付の参謀総長の指令により、上記の派遣兵力のほか、シベリア出兵から帰還中の第14師団から歩兵旅団も動員された。こうして合わせて約15000名の兵力が間島に展開した³。そして日本兵が琿春を占領し、多数の「朝鮮墾民」と中国人を殺戮した。このようにして、琿春事件は一層拡大し、重大な日中外交問題へと発展することになった。11月2日、日本政府は閣議で中国側の邦人保護、「朝鮮人」討伐保障を条件に間島からの撤兵を決定した。しかし、日本の外務省警察と朝鮮総督府警察は間島警察部を設置し、実質的に武装部隊を配置した⁴。このような状況の下で現地の争乱状態は一応収束へ向かった。当時の北京政府は財政難に苦しみ、借款問題のため、日本に依存していたので、琿春事件の解決において日本に対して明らかに弱い立場にあった。琿春事件に関する外交交渉は三年を要した。この間、パリ講和会議後の中国国権回復運動の高揚など、状況の推移が琿春事件に関する交渉、および解決に影響を及ぼしていた。

2 琿春の地理位置と琿春事件の背景

辺境である琿春は現在の延辺朝鮮族自治州の一部であり、中国、ロシア、北朝鮮三国の国境の中央に位置する。衛星写真から見ると、多くの山の間に平地が散在し、図們江が琿春の腹地を通っている。1920年当時、琿春を含む間島の人口は「朝鮮人」が8割を以上占めていた。1909年「間島協約」が結ばれるまで、琿春を含む間島地方が清国の領土であるかは国際法上必ずしも明確になっていないとは言えなかった。もっとも、実質的には大国である清国の影響力が強い地域であったことに間違いはない。19世紀半ばまでの間島はほとんど住む人のいない地域であったことから、清国と李氏朝鮮の境界は曖昧であった。そして1909年、「間島協約」に基づいて、当時朝鮮を植民地化しつつあった日本は間島が中国の領土であると認めた。ここに「間島」の中国への帰属が国際法上明確になった。

1920年代、北洋軍閥期の中国中央政府（北京政府）の弱体化は日本が中国に対する外交を行なう場合、主導権を握る前提条件となった。1915年袁世凱は武力を背景とする日本の圧力に押し切られ、不平等な「対華21カ条要求」を受諾した。袁世凱が帝制を廃し急死してから、中国は軍閥割拠の混乱した政情に陥った。

¹ 日本の現地当局は、この武装集団は当時盛んであった朝鮮人の反日武装闘争と密接な関係をもっているとみなしていたことを示している。

² 朝鮮北部に位置する。

³ 荻野富士夫『外務省警察史—在留民保護取締と特高警察機能』（校倉書房 2005年）p.442—443

⁴ 同上 p.451 当時、不平等条約上中国側の司法権に服さず、日本領事の司法権に服している在留日本人を取り締まるとの名目で、中国の日本領館には日本の警察が配属されていた。

1917 年以後、北方軍閥は孫文の南方革命運動と対立し、南北両陣営の抗争状態になった。1918 年 9 月、寺内内閣は朝鮮で事業をしていた西原亀三を特使として中国へ派遣した。そして、北京政府の総理である段祺瑞に 1 億 7200 万円の借款を提供した。この資金は段祺瑞政権を強化し、孫中山の南方革命政権に対抗するための準備金であったと考えられる。注目すべきは 1918 年 5 月のシベリア出兵前、日本政府と北京段祺瑞政府は「日華陸軍共同防敵軍事協定」を締結したことである。この協定で、日中両国の第一次大戦への共同参戦、そして中国の地方官吏を日本軍に協力させることなどが合意された。ところが 1920 年 7 月、「安直戦争」の敗北により安徽派の頭目であった段祺瑞が失脚した。このため日本政府は中国政治に介入する重要なテコを失った。この頃東北三省を実質的に支配する張作霖が日中関係の表舞台に登場した。1920 年 11 月に張作霖は于冲漢を特使として派遣し、東京で原敬首相と会見し、双方の利益が一致したのであった⁵。この後、日本は段の代わりに張作霖に資金や兵器を援助し始めた。日本と張作霖の合意の成立は日本が敢えて中国の中央政府の反対している間島へ出兵した理由の一つであったと考えられる。

1918 年 9 月、日本国内ではシベリア出兵に端を発した米騒動への対応を誤った寺内内閣が総辞職をして、初めての本格的政党内閣である原敬内閣が成立した。原敬内閣は就任してからワシントン会議まで、前任内閣とは異なり、国際協調外交を模索しつつも、在華権益を拡充することをめざすのちの「幣原外交」の原型を形成した⁶。つまり、原内閣から「対華 21 カ条要求」や西原借款に代表されるように、日本は以前の強硬な外交政策の代わりに「協調外交」を通じて、中国における経済的利益の拡大を求めようになるのであった。

ところで 1919 年、五・四運動の発生に伴って、間島⁷で「朝鮮人」を中心とする反日運動が高揚した。ここでは日本人在留民の財産などが絶えず破壊されるという状況が生じた。それは先行研究が分析しているように日本の「間島出兵」の原因の一つであった。それに対し、日本は朝鮮独立運動を徹底的に弾圧することを目指したと考えられている。間島出兵のもう一つの理由は、恐らく日本はコミンテルンが中国で活動することを恐れていたことである。ソ連の十月革命から 1920 年春まで、中ソ交通ルートが中断された。このような状況で、レーニンは東アジアで同盟者を求めたかったのである⁸。

この後、ソビエト政府は旧ロシア帝国時代の在華特権を放棄し、中国人民と平等互惠、友好関係を確立しようと提唱するカラハン宣言を発表した⁹。レーニンの代表であるヴォイチンスキー¹⁰は中国へ赴き、北京の李大钊、上海の陳独秀それぞれと会談した。その後、北京では直隸派に属し、「改革派」とされていた軍人吳佩孚と会談した。そして孫文にも影響を与えた結果、1919 年 10 月に南方革命政府を構成する「中華革命党」は「中国国民党」と改名し、「連ソ容共・労農扶助」と方針を転換した¹¹。1920 年春、米英仏連合軍がシベリアから撤退した。中国北京政府軍もヴラジヴォストークから撤退し、張作霖も中国東北辺境の中ソ国境の封鎖を解除することになった¹²。そして 1920 年 4 月 6 日、ソビエト政権のシベリア極東共和国が成立した。これ以後、極東共和国にあるコミンテルン支部は中国北洋軍閥政府の対外政策に影響を与えはじめた。1920 年 8 月中国共産党組織が上海で秘密裡に結成された。戦争戦略から考えれば、日本が琿春へ出兵して、極東共和国が中国に繋がる最も大切なルートの一部である間島地方を占領して、このルートを切断することは当然であったと考えられる。

⁵ 升味準之輔『日本政党史論 第四巻』（東京大学出版会 1975 年）p.361

⁶ 『小幡西吉』（ゆまに書房 1957 年）第八章 小幡西吉は当時駐中華民國特命全權公使

⁷ 「間島」の範囲が現在の「延辺」とほぼ同じである。

⁸ 向青『共产国际与中国革命关系论文集』（上海人民出版社 1985 年）p.6

⁹ 久保 亨 土田哲夫 高田幸男 井上久士『現代中国の歴史』（東京大学出版会 2008 年）p.52

¹⁰ 同上 Grigori N.Voitinskii(1893-1953)1927 年コミンテルン中国駐在代表。

¹¹ 尚明軒 王学庄 陈崧编『孫中山生平事业追忆』（人民出版社 1986 年）p.280

¹² 向青『共产国际与中国革命关系论文集』（上海人民出版社 1985 年）p.81

3 琿春事件の先行研究

従来の研究はほとんど琿春事件発生理由の説明することから始め、日本の「間島出兵」の原因を分析し、「間島出兵」を中心として具体的に論じていた。しかし、これらの研究ではいずれも中華民国側の資料が必ずしも十分に利用されていない。また日本と北京外交部との外交交渉に言及しているのが十分ではない。

本論文では従来の研究が十分に取扱いこなかった問題を明らかにすることを目指す。具体的には事件をめぐる日中間の外交交渉、特に中国側の動きを解明したい。そのために非常に有効なのは台北の中央研究院近代史研究所が所蔵している北洋軍閥期の外交資料である。これは中国側の一次資料であり、これらの資料は当時列強が承認した中国中央政府である北京政府の国务院外交部が琿春事件において、外交事務を推行し、継続的に日本政府と交渉していたことを明らかにしている。琿春事件が発生した直後、北京政府外交部は日本に撤兵の請求を提出した。1920年11月に日本は間島からの撤兵を決定した上、間島に警察部を設置した。1922年4月に至って、北京政府外交部は琿春案損失に関して、日本政府と委員会を作り、「朝鮮墾民」を含む中国人の生命、および財産損害における賠償、謝罪要求など外交交渉による決着を目指している。間島出兵の処理に関して、1922年7月に日中両国政府で第一次会議が始まり、1923年7月まで三回の外交交渉を行った。この交渉で一致しなかった争点は、「朝鮮墾民」に対する賠償問題であった。日本政府は中国籍を有するものの生命および財産の損害に賠償することに同意したものの、中国籍を持たない「朝鮮墾民」に対する生命、および財産の損害などは認めないとする主張を行なった。

二 朝鮮墾民について

琿春事件は個別的な突発的事件であるが、それ以外にも日本が実施した大陸政策がもたらしたものである否かを問わず、明治維新から日中戦争の終わりまで、「琿春事件」のような「朝鮮人」¹³問題をめぐる日中の衝突は激しく続いていた。そしてこの時期、大量の朝鮮移民が間島地区を含む中国に流入した。彼らは、非法移民と合法移民に分けられる。

一つ目は不法移民である。

まず、いわゆる密入国した移民である。19世紀初から、朝鮮では重大な自然災害や大飢饉などが連続して発生してきた。そのため朝鮮農民は清国及び中華民国政府の許可を得ず、図們江（豆満江）を越えて、間島地方とその周辺のほとんど住民のいない森林地を開墾し、農作を始めた。

次に、政治亡命である。1919年、朝鮮の「三・一独立運動」は日本の弾圧を受けて失敗した。その結果多くの朝鮮独立革命者は朝鮮を脱出し、間島地方、およびシベリア、満州、上海などへ逃亡した。「間島協約」の第5条に基づき、朝鮮人は図們江より中国の北方への国境を超えた自由往来が認められていた。従って、「朝鮮人」は特別の手続きなしに間島に入ることができたのである。このため、琿春事件が発生の前後、間島地方は朝鮮独立運動の根拠地となっていた。これも当時の間島社会が混乱した一つの要因であり、日本軍が琿春へ出兵した要因の一つであったと考えられる。

二つ目は合法移民である。

まず、朝鮮墾民工である。19世紀後半、朝鮮では日清両国の圧力をかわし、朝鮮の独立と改革を実現しようとする意識が芽生えていた。朝鮮はロシアに接近する選択をした¹⁴。1900年の「北清事変」から日露戦争が始まる1904年までロシアは東北三省全体を軍事占領下においていた。このため、1902年に李範允が「大韓帝国」¹⁵の官吏としてロシア占領下の間島へ派遣された。李範允の着任に伴って、1902年から1905年までの間、朝鮮

¹³ 李氏朝鮮、韓国の住民を仮にここでは「朝鮮人」と呼称する。

¹⁴ 古川万太郎『近代日本の大陸政策』（東京書籍 1991年）

¹⁵ 1902年朝鮮から改称。

墾民の移住、そして朝鮮人の土地所有率が急速に高まった。その原因には例えば東清鉄道を建設する際に、大量の朝鮮墾民が墾民工として募集されたことが挙げられる。1901 年、東清鉄道は全線開通した。その後、これらの朝鮮墾民は朝鮮に帰らず、多くの人々が図們江北の地区で生活し始めた。しかし、日露戦争終結に伴い、ロシア軍とともに、李範允が間島から離れ、中国が間島に対する支配力を回復することで、朝鮮人の土地所有状況は再び変化することになった¹⁶。

次に、招墾移民である。1875 年、清国政府は帝国主義諸国の脅威に対抗するため、満州人以外の東北三省への定着を認めないとの「封禁政策」を廃止し、積極的な入植、開墾政策を満州の辺境で実施した。朝鮮に対しては 1883 年 3 月に「奉天と辺民の交易章程」、同年 9 月には「吉林と朝鮮の商民貿易地方商程」を結んで、貿易の促進を図り、そのために商埠地における朝鮮人の法的地位を認めた。その上、図們江以北、海蘭江以南の地に長さ 700 余里、幅 40-50 里の広大な地帯を朝鮮人開墾地と定めて朝鮮人の入植を奨励した。帰化入籍朝鮮人には清国政府によって土地所有権が認められた¹⁷。

最後に計画移民である。これは招墾移民の段階をさらに進めたものである。1914 年、藤井寛太郎は植民地期朝鮮における「満州及朝鮮移民実行案」を発表した。彼は他の日本人地主の先頭に立って、日本の朝鮮侵略の当初から日本の過剰人口や食料問題の解決策として、朝鮮及び中国の東北国境地帯における荒地の開墾事業に注目し、小作制農場経営による小作米の増収、および人口問題解決の一環として移民事業を構想していた。移民の入植形態は従来の既墾地に対するものではなく、「不二興業株式会社」を通じ、不二会社の事業経営方針と絡んだ未開墾地への入植策であった。この案が具体化し始めたのは、1918 年の米騒動と翌年の三・一独立運動の全国的な拡大からである。しかし、「満州及朝鮮移民実行案」を全面に掲げたのは 1932 年（「満州国」成立）になってからであった。藤井の「実行案」には移住地、施設費、移民募集の対象、譲渡面積などの方式が具体的に明記されていた¹⁸。

三 「朝鮮墾民」問題に日中分岐

1910 年代には国際法上中国国籍の朝鮮移民、日本国籍の朝鮮移民、両国の二重国籍の朝鮮移民という多様な朝鮮墾民、それに無国籍朝鮮墾民が間島に存在することになった。そして、それらの多様な「朝鮮墾民」が琿春事件発生の際、琿春を含む間島地方の人口の 8 割を超えていた。しかし、このような多数の「朝鮮墾民」がどの国の国籍を有するとみなすか、難しい問題が生じ、また矛盾も生まれてくる。すなわち二重国籍とみなすのか、無国籍とみなすのか国際法上極めく複雑な問題となり、個々の「朝鮮墾民」ごとに慎重な考慮が必要となった。また、国際法上「朝鮮墾民」は様々な帰属となり、全体を一様に扱うことは不可能であった。琿春事件が発生した 2 年後の 1922 年 4 月に日中双方は委員会を作り、日中双方が 2 年間で集計した「損失台帳」を確認しながら、解決することに合意した。この後、8 月 3 日に「琿春案中日委員第一次会談」¹⁹が始まった。この会談では「朝鮮墾民」に対する賠償が日中両国政府の主張の最大の分岐点であった。

「損失台帳」によると、日本軍出兵以来、朝鮮墾民が 324 名殺され、財産が 100 万 5952 元 3 角 1 分 3 厘の損失が出たことが確認された。しかし、日本側の代表である吉田伊三郎書記官は日本が朝鮮墾民の損失を認めない理由を以下の通り示した²⁰。まず、日中両国が朝鮮墾民に対する「入籍問題」を依然として解決してないので、朝鮮墾民はすべて中国人とは考えられない。しかし、「間島協約」の第 4 条に基づいて、「朝鮮人」所有

¹⁶ 李盛煥 『近代東アジアの政治力学——間島をめぐる日中朝関係の史的展開』（錦正社 1991 年）p.386-388

¹⁷ 鶴嶋雪嶺『中国朝鮮族の研究』（関西大学出版社 1997 年）p.66

¹⁸ 李圭洙「植民地期朝鮮における集団農業移民の展開過程——不二農村を中心に」（『朝鮮史研究会論文集』1995 年 緑蔭書店）p.203-227

¹⁹ 台北近代史研究所中央研究院史料 「琿春案索賠會議案」03-33-019-01-014

²⁰ 同上

の土地、家屋は中国政府より中国人の財産と同様、完全に保護すべきものである。従って、日本にはその賠償責任はないと主張した。

中国政府の代表である熊垓は、「朝鮮墾民」が長年中国で生活していること、地方政府も「朝鮮墾民」と「華民」²¹を一律に取扱っていること²²、そして「間島協約」に基づき、「朝鮮墾民」が中国政府に保護される権利を有することになっている限り、朝鮮墾民」に対して「華民」と同じく日本に対する賠償請求が認められるべきだと主張したのであった。

つまり、「朝鮮墾民が中国政府に保護される権利を有する」という点に対して、日中政府が同じ見方をしていないと考えられる。そして、朝鮮独立革命者の消滅が日本の間島出兵における理由の一つになっている。この上、日本政府が朝鮮墾民に賠償するのがおそらく自らの立場に反すると考えたものであったと思われる。

日中両国の主張は、中国政府が「朝鮮墾民」を保護する責任があるという点においては一致するものの、他の点では大きく異なるため日本政府が賠償すべきかどうかは 180 度異なっていた。従って、両国政府は合意に至らなかった。

1923 年 7 月 18 日、「琿春案第三次中日委員会談」²³ が再開された。この会談において、中国代表である熊垓と日本代表である有田八郎は以下の通り合意した。

まず、熊は中国政府が琿春事件で死傷した日本人に対する弔慰金、および慰藉金を補償し、そして、その財産上の損害を賠償することを確認した。この補償料は中央政府が指導し、中国の地方政府（吉林省政府）が支払うことになった。同時に有田は琿春事件後、「間島出兵」について、中国地方部隊が弱体であると意識している以上、自衛するために出兵したと主張した。そして日本は「華民」に対する弔慰金、および慰藉金を補償し、その財産上の損害を賠償すると確認した。

この会談は琿春事件に関する外交交渉の最後のものであった。会談中に変わずに朝鮮墾民に対する賠償、およびお互いに陳謝することを一致しなかった。ところが、この点について、小幡西吉特命全権公使と顔惠慶外交総長に任せるという結論に達していた。

その他、第二の会談まで、日本は 1915 年に結ばれた「対華二十一カ条要求」の第五号²⁴に基づいて間島に警察部を設置していると主張していた。しかし、第三次会談までに、「在華二十一カ条約」が中国政府に無効であるとみなされた以上、日本が間島警察部を設置していることが不合理になったと考えられる。この不合理について、有田代表は朝鮮の隣国である中国内の秩序が混乱しているために、治安維持の責任を負い、間島警察部を設置すべきであると主張していた²⁵。実のところ、警察部は、間島だけではなく、1920 年代の外務省警察によって、上海を中心とした中国の多くの地域に設置された。『外務省警察史』²⁶において分析されているように、その目的は朝鮮独立運動の取締、コミンテルンへの連絡口としての共産主義運動取締、そして中国人の反日運動・国権回収運動に対する視察取締にあった。

四 朝鮮墾民の国籍問題

日本が賠償を承認しない理由として挙げた理由で注目すべきは、朝鮮墾民の国籍問題である。国籍問題についての本稿の論点は以下の通りである。

²¹ 華民とは一般の中国籍を持っている人を指している。

²² 台北近代史研究所中央研究院史料「琿春案索賠會議案」03-33-019-01-014「不能赞同一案分兩節辦理多手續又延時墾民列入要求是根据図們江江界約保護條款而來延邊墾民歷史上有特別情形年久已同化內多入中国籍地方官向來對之同華民一律看待故部長主張將墾民損失一并列入要求」

²³ 台北近代史研究所中央研究院史料「琿春案索賠會議案」03-33-019-03-000

²⁴ これまでは日中間で警察事故が発生することが多く、不快な論争を醸したことも少なくなかったため、必要性のある地方の警察を日中合同とするか、またはその地方の中国警察に多数の日本人を雇用することとし、中国警察機関の刷新確立を図ること。

²⁵ 台北近代史研究所中央研究院史料「琿春案索賠會議案」03-33-019-03-000

²⁶ 荻野富士夫「外務省警察史—在留民保護取締と特高警察機能」（校倉書房 2005 年）p.615 - 624

まず、1910年8月、韓国²⁷が日本に併合されるまで、韓国人の国籍は「韓国国籍」²⁸であり、朝鮮以外への移住も厳しく禁止されていた。そのためそれを犯した者に対しては「越江罪」²⁹李盛が適用されて処罰されることになっていた³⁰。1884年、正式に禁令が撤廃されると、朝鮮人の間島への移住が促進されるようになった。

次に、1910年8月、日本政府は「韓国」の名称を廃した。これを完全に自らの植民地として「朝鮮」とした。そして、韓国の領域に「朝鮮総督府」を設置した。この時点から、朝鮮人の国籍は国際法上「日本国籍」となった。しかし、韓国併合前月にあたる1910年7月、初代総督の寺内正毅が閣議に提出した併合方針案³¹の「朝鮮人の国法上の地位」において、「外国に帰化し現に二重の国籍を有するものに付ては追て国籍法の朝鮮に行はる迄我が国の利害関係に於ては日本臣民と看做す」とされていた。つまり、日本は二重の国籍を有する朝鮮人も国際法上日本国籍を有するとみなすということであった。事実上、二重国籍を持っていた朝鮮人は極めて少なかったと思われる。当時、それは中国の国籍法では他国の国籍を放棄しないと、中国国籍の申請が受付できなかったからである³²。つまり、中国は国民が二重国籍を持つことを認めていなかった。

同様に日本の植民地であった台湾の住民は日清戦争後、国際法上「日本国籍」となった。中国本土では、彼らは「台湾籍民」、または「台籍民」と呼ばれていた³³。しかし、朝鮮と台湾では日本側の扱いは異っていた。例えば寺内朝鮮総督の所蔵文書にある法学博士山田三良の意見においては、朝鮮人の場合「台湾方式とは異なっていた。台湾の場合は清朝の一部を領有しただけであったのに対し、韓国の場合は国家ごと併合されてしまったのだから、旧韓国籍のものは自動的に日本国籍に編入されるべきであり、韓国人民が併合を希望するや否やは考慮する必要無きことは明白」³⁴とされていたのである。もちろん李氏韓国の朝鮮人が日本国籍を取得しても、日本の「内地」に本籍を持つ従来からの日本人と法的、そして事実上同じ権利を有することは認められなかった。朝鮮が日本の植民地となったため、平等の権利を認められなかったのである。

ところで、1909年の「間島協約」を通じて、日本は間島で日本領事館の設立、商埠³⁵の設立など、多くの権益を取得したのと同時に、「間島協約」の第4条³⁶に基づいて図們江より北方の雑居地区に居住している朝鮮墾民は清国の地方管轄裁判権を遵守し、清国国民と同じく清国に納税することになった。1910年に韓国は日本に併合がされた。この後、日本国籍を有する朝鮮人は日本人と同じく間島で「治外法権」を有することになるはずであった。しかし、当時の「朝鮮墾民」は国際法上日本国籍を有するにもかかわらず、事実上「僑民」³⁷と違い、「治外法権」などの権利を実際には有していなかった。

そして1915年に「対華21カ条要求」が締結された後、日本政府は態度を変え、「朝鮮墾民」が中国国籍を取得することを阻止する政策に転換した。日本は朝鮮墾民に関して、日本の裁判権に服すべきだと主張した。要するに、これは朝鮮墾民が誰に納税するのかという問題に関わると考えられる。しかし、珲春事件において、「朝鮮墾民」の生命、損賠することについては、「間島協約」を重視し、「朝鮮僑民」と「朝鮮墾民」を分けて考えると主張しているのがであった³⁸。日中政府間ではこの問題に関して、何度も交渉を重ねていた。ところが、1931年、満州国を設立したのに伴って、朝鮮墾民の国籍は「中国国籍を有する」として解決されること

²⁷ 1392年から1910年で続いた朝鮮の最後の王朝は李氏王朝である。日本と清国との間で結ばれた下関条約は朝鮮に清王朝を中心とした冊封体制から離脱と独立をもたらした。これにより朝鮮は1897年に国号を「大韓帝国」に君主を皇帝に改めた。

²⁸ 国号変更までは「朝鮮国籍」である。

²⁹ 国境を越える者を極刑に処する。

³⁰ 李盛煥 『近代東アジアの政治力学——間島をめぐる日中朝関係の史的展開』（錦正社 1991年）

³¹ 小熊英二 『＜日本人＞の境界——沖繩アイヌ台湾朝鮮植民地支配から復帰運動まで』（1998年新曜社）p.155-156 なお、「日清講和条約」の第五条に基づいて、台湾においては日本国籍となることを希望しない住民は2年以内に清国への「脱出」（移住）を認められた。

³² 台北近代史研究所中央研究院史料 「珲春案索賠會議案」03-33-019-01-014

³³ 塚本元 『中国における国家建設の試み』（東京大学出版会 1994年）

³⁴ 小熊英二 『＜日本人＞の境界——沖繩アイヌ台湾朝鮮植民地支配から復帰運動まで』（新曜社 1998年）p.154

³⁵ 外国が通商可能な地である。

³⁶ 「圖們江北地雑居地區内墾地居住ノ韓民ハ清国ノ法權ニ服従シ清國地方官ノ管轄裁判權ニ歸ス清國官憲ハ右韓民ヲ清國民ト同様ニ待遇スヘク納税其ノ他一切行政上ノ処分モ清國民ト同様タルベシ」

³⁷ 具体的には「内地」に日本籍を持つ。狭義の所謂「日本人」である。

³⁸ 台北近代史研究所中央研究院史料 「珲春案索賠會議案」03-33-019-03-002

になった。そして、朝鮮から間島を含む満洲への「移民政策」が始まった、1931年から満洲国の実際の政治運営が関東軍の指導の下に行われ、日本優位の体制が確立され、満洲国の皇帝を傀儡とした。この状況の下に、国籍問題は日本政府においても中国政府にとっても、それほど重要ではなくなった。

五 おわりに

本稿は「琿春事件」の発生と、「琿春事件」に関して日中両国間の外交交渉で未解決のまま残った問題である「朝鮮墾民」をめぐる検討してきた。以下の諸点が明らかになったものと考えられる。

第一に、前文に紹介したように、「間島協約」に基づき、1909年から朝鮮人は図們江より琿春を含む中国北方との国境往来が自由であった。1920年までに満洲へ移住した朝鮮人は45万9427人に達している。しかし、中国籍へ加入した帰化朝鮮人より、帰化していない非帰化朝鮮人の方が遥かに多く、朝鮮人総人数の約86%を占めていた³⁹。これらの大勢の日本籍朝鮮人を込め、非中国籍朝鮮人は間島に住んでいると同時に、中国の東北政府に納税し、中国法権に服従しているのがであった。現実には当時の中央政府（北京政府）の支配力は辺境である間島には存在しなかった。従って、このような状況は琿春事件が発生した後、琿春事件に対する外交処理の難しさが明らかになった。

第二に、間島をめぐる日中関係は矛盾を重ねている。五・四運動後、全中国では反日運動が盛り上がっていた。間島の「朝鮮墾民」の反日運動も激化していくにつれ、日本は既得権益を確保し続けられるのかを懸念していた。そして日本は琿春事件後、「朝鮮墾民」に損害賠償しない理由は在華権での権威を確立することだったと考えられる。日本が敢えて中国で権益を絶えず拡充していたのは、まず張作霖の奉天政府が日本に依存していたため、借款問題および不平等条約が存在していたからであった。そして当時中国も法制不整備の状態だった。さらに、中国政府の国際地位が低下していたことも要因の一つであった。

第三に、北京政府は弱体化していたものの、琿春事件において外交面で中央政府としてやはり大きな役割を果たしたことは否定できない。まず、北京政府は琿春事件外交交渉について、日本政府に積極的に解決しようと取り組んでいった。これ以降、北京政府は1920年以来の大きな変化を起こし、「反帝廃約」などの回権運動を主張していた。琿春事件後の外交交渉において注目された「対華21カ条要求」について、北京政府は1919年のパリ講和会議をはじめ、国際連盟に何度も廃止要求を提出した。1923年、中国は片方から「対華21カ条要求」が無効であると主張した⁴⁰。これらが以後の琿春事件に関する外交交渉に中国優位の立場を形成した。これで、錯綜する政治的な地域である間島地方で如何に国籍と民族問題を解決するのかに関して、「間島協約」は唯一の国際条約として参考になったと考えられる。

第四に、1920年代の東アジアの国際関係は複雑であった。日本は東三省、および在華利益を絶えず拡大していた。ソ連が指導しているコミンテルンの影響力は朝鮮、中国東三省を含み、全中国で速やかに拡散していた。軍閥混戦期の中国では、北京政府が積極的に回権運動をしていることと、東三省を支配している張作霖が日本を依存し、利用していることは明らかに対照的である。従って、このような紛争の国際情勢の下、琿春事件が発生する必然性があったと考えられる。この国際情勢は琿春事件後交渉の過程、および結果に影響していた。同時に、日本と中国東北との関係は近代日中関係史の一環として、その重要な歴史地位と大きな意義を存在している。

³⁹ 白采勲 「『間島協約』と朝鮮人の『国籍』問題」(『東アジア研究』大阪経済法科大学アジア研究所 第34号 2002年) p.65

⁴⁰ 唐啓華 『被“废除不平等条约”遮蔽的北洋修约史(1912—1928)』(社会科学文献出版社) p.154—173